

## 蝙蝠谷農業団地第2期就農者募集のご案内

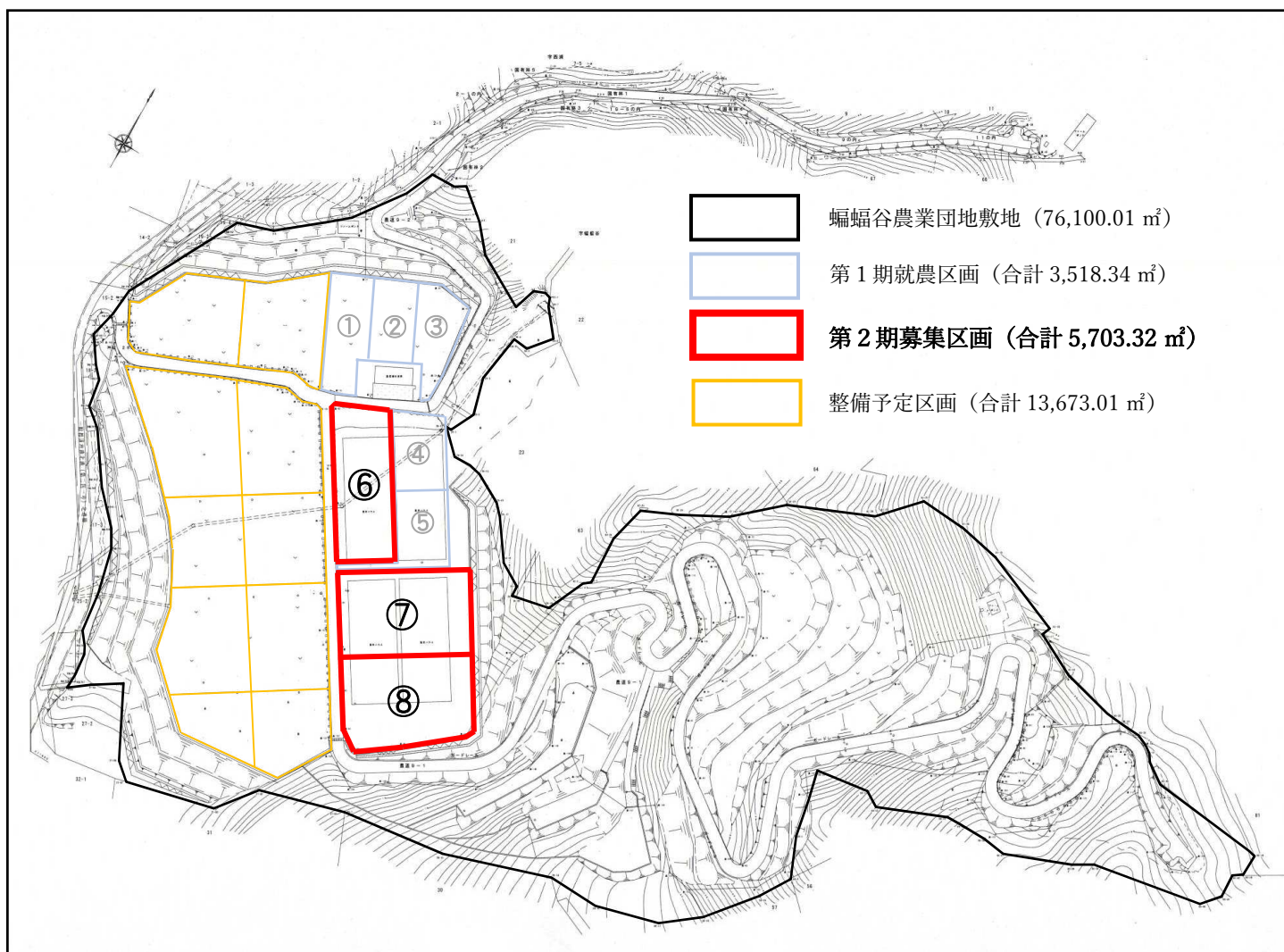
小笠原村では、硫黄島旧島民（以下「旧島民」という。）の就農並びに農業者の経営規模の拡大及び農地の安定確保を支援し、旧島民定住促進と一般農業振興を図るため、平成30年10月より、蝙蝠谷農業団地を運営しています。

この度、次のとおり蝙蝠谷農業団地第2期就農者を募集します。

### 【募集概要】

#### 1. 蝙蝠谷農業団地の所在地等

- ① 所在地 小笠原村母島字蝙蝠谷15番3
- ② 地目 畑
- ③ 総面積 76,100.1 m<sup>2</sup>
- ④ 募集区画 3区画 合計 5,703.32 m<sup>2</sup>



## 2. 募集区画条件

### ① 区画毎の条件

区画	面積 (㎡)	使用料年額相当額 (円)	その他の条件
6	1,715.40	16,982	ストロングハウス 2 連棟 352 ㎡または 384 ㎡を 2 棟設置予定。 農道沿いに防風林あり。
7	1,876.09	18,573	ストロングハウス 2 連棟 352 ㎡または 384 ㎡を 2 棟設置予定。 農道沿いに防風林あり。
8	2,111.83	20,907	ストロングハウス 2 連棟 352 ㎡または 384 ㎡を 2 棟設置予定。 農道沿いに防風林あり。

### ② 圃場の使用料について

圃場の使用料は、農地法第 5 2 条に基づき農業委員会が公表する都内農地賃借料のうち、各年度の 4 月 1 日において公表されている平均額の平米単価に、利用している圃場の面積を乗じた額とします。

上記の使用料は、平成 31 年 3 月現在で判明している都内農地賃借料の平均額をもとに算出した額です。今後、変更する可能性があります。

#### \*平成 31 年度の圃場区画 6 の使用料の例

平成 31 年度の都内農地賃借料の平均額：10 アール (1,000 ㎡) あたり 9,900 円

1 ㎡あたりの使用料：9,900 円÷1,000=9.9 円

区画 6 の圃場面積：1715.40 ㎡

年額使用料：9.9 円×1715.40 ㎡=16,982 円

平成 31 年度の使用料 (10 月から 3 月までの 6 か月分)：16,982 円×6/12=8,491 円

### ③ ストロングハウスの設置について

各区画には、平成 31 年度に「小笠原諸島振興開発事業 東京島しょ農業協同組合施設整備事業」で、ストロングハウス 2 連棟を 2 棟設置する予定です。第 2 期募集区画で就農をする場合は、これらのストロングハウスを使用することが条件となります。

ストロングハウスの利用には、生産施設利用部会への加入、施設利用料の納入及び園芸施設共済保険への加入等が必要になります。

ストロングハウス利用の詳細については、お問い合わせください。

### ④ 就農期間について

就農開始時期は平成 31 年 10 月 1 日です。

ストロングハウスの設置完了時期によらず、就農開始は 10 月 1 日からとなります。

就農期間は最長で 10 年です。就農期間終了後、圃場を適切に使用しており今後も意欲的に就農できると認められる場合は、それまで使用していた圃場で再度就農することができます。

### 3. 応募資格

蝙蝠谷農業団地で就農する方は、次のいずれかに該当する必要があります。

- ① 旧島民で、就農意欲があり、就農を許可した日以降に母島に在住することができること。
- ② ①に該当しない方は、次のすべてに該当していること。
  - (1) 小笠原村に在住していること。
  - (2) 就農を許可した日以降に母島に在住することができること。
  - (3) 申請の日以前に小笠原村において、農業経営の経営主として1年以上の就農実績があること  
又は3年以上の農作業従事の実績があること。
  - (4) 農地の安定確保又は規模拡大を望んでおり、意欲的に就農できること。

\*①の旧島民とは、小笠原諸島振興開発特別措置法第4条第2項に規定する旧島民であって、同法第41条に定める旧島民の帰島に関する計画に基づく集団移転事業に類する措置の対象者をいう。本人のみとし親族等は含まない。

\*②(3)の農業経営主の就農実績とは、次のいずれかに該当することをいう。

- (1)10アール以上の農地について自らの名義による所有権又は賃借権を有し、かつ、現に当該農地を耕作していること。
- (2)年間180日以上耕作に従事していること。
- (3)自ら生産した農作物の出荷額が年間50万円以上であること。

\*②(3)の農作業従事の実績とは次のいずれかに該当することをいう。

- (1)5アール以上の農地について自らの名義による所有権又は賃借権を有し、かつ、現に当該農地を耕作していること。
- (2)年間120日以上耕作に従事していること。
- (3)自ら生産した農作物の出荷額が年間15万円以上であること。

### 4. 申込期間

平成31年4月1日(月)から平成31年4月30日(火)まで

\*窓口受付時間 8時から12時、13時30分から17時15分までの間(土日祝休日を除く)。

\*郵送による申し込みは、平成31年4月30日(火)までの消印に限り有効とします。

### 5. 応募方法

- ① 次の書類を提出してください。

- (1) 蝙蝠谷農業団地就農許可申請書
- (2) 添付書類

旧島民の方は、旧島民であることを証明できるもの(戸籍謄本等)。

農業経営主及び農作業従事者の方は、実績を証明できるもの(農作物出荷額を証明する書類等)。

\*その他必要に応じ追加で資料を求める場合があります。

- ② 申込期間中に提出書類を下記まで持参もしくは郵送してください。

#### 【提出先】

- ・〒100-2101 東京都小笠原村父島字西町 小笠原村産業観光課産業観光係
- ・〒100-2211 東京都小笠原村母島字元地 小笠原村役場母島支所庶務係

## 5. その他の条件等について

その他の条件等については、次のとおりです。

### ① 就農者の決定について

就農者は、小笠原村・東京都・東京島しょ農業協同組合の職員で構成する「蝙蝠谷農業団地就農者選定委員会」で決定します。

審査結果は個別に通知します。

### ② 蝙蝠谷農業団地管理組合について

就農者は、蝙蝠谷農業団地管理組合に加入する必要があります。

管理組合は、圃場間空き地や農道脇の草刈り、ストロングハウスの維持管理などを行います。

### ③ 整備予定区画について

「1. 蝙蝠谷農業団地の所在地等」の図の整備予定区画については、整備が完了しだい順次、就農者を募集します。

その他詳細などのご質問、就農についての相談・お問い合わせは、下記あてまでお願いします。

### <問い合わせ先>

小笠原村産業観光課産業観光係 農業担当 電話04998-2-3114